

平成 30 年 11 月 15 日

保護者様

就学援助第 2 期支給のお知らせ

今年度就学援助申請があり、認定となった方につきましては以下のとおり振込を行いますので振込指定を行った口座等の確認をお願いいたします。本制度の趣旨に沿って使用されるよう十分ご理解をお願いいたします。また、就学援助の認定結果が「非認定」となった方や認定時期の影響などにより下の図と金額が異なる方については別途ご案内をいたします。

なお、このお手紙は就学援助費の申請をされていない方にもお配りしております。ご了承下さい。

記

支給予定日：平成 30 年 11 月 22 日（木）

	学用品費等 第一期	学用品費等 第二期	学用品費等 第三期	入学準備 費	宿泊を伴う 校外活動費 (子浦・愛川)	修学旅行費	クラブ活動 費	学校給食費
1年	5456円	5456円	5458円	40,600円	実費 (3,620円 限度)	6年間 で1回のみ (実費)	実費 (2,710円限 度)	48,200円
2～6年	6200円	6200円	6200円	-			-	
教育扶助 受給者	-	-	-	-			-	

※給食費については認定期間中全額充当となるため、保護者の方への直接支払いはありません。すでに学校給食費を納付いただいている方については、事務手続き上審査結果の翌月までは、引落等をさせていただきます。また、審査結果前に納付いただいた学校給食費を還付する際には、還付通知書によりお知らせいたします。(還付通知書予定時期：9月・12月・4月を予定しています。)

問合せ

事務担当 川村

電話 951-2276

就学援助認定者決定に伴う文書の破棄について

4月当初の就学援助申請期間におきまして、宿泊体験学習の援助金支給に関する委任状を回収させていただきましたが、就学援助認定者が確定しましたので

- 1、委任状をご提出いただきましたが非認定となった方
- 2、委任状をご提出いただきましたが、就学援助の申請がなかった方

におかれましては支給に関する委任事項がなくなるため、回収した委任状を破棄させていただきます。ご了承ください。